~	\neg	\leftarrow	—	\Rightarrow
П	-	Н	=	丰
	-	+	'Ш	

年	月	

私どもは、この求人申込み たしません。	の時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当い
事業所名	
事業所所在地	
一 代表者名	

◇自己申告書についての説明事項◇

- (1)以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート 以下に<u>該当する場合</u>は、チェック欄にレ点(「✔」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当す る場合は、求人不受理の対象となります。 ※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。 労働基準法および最低賃金法関係 (1) 1年以内 (1)過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為 。 違反行為 同一違反行為 是正 不受理解除 により、労働基準監督署から是正勧告を受け、 а 当該違反行為を是正していない。 是正してから6カ月が経過していない。 ПЬ 不受理期間 (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、(2) 6か月 違反行為 公表 是正 不受理解除 当該違反行為を是正していない。 ПЬ 是正してから6カ月が経過していない。 不受理期間 (3) (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され (※) 送棒後1 年経 Па 当該違反行為を是正していない。 過した時点で、 送検・公表 是正 不受理解除 正後6か月未満の 場合には、是正後 Пь 送検後1年が経過していない。 で不受理期間延長 C 是正してから6カ月が経過していない。 不受理期間 (4) 6か月以内 6か月 (4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、 労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、 違反行為 同一違反行為① 同一違反行為② 不受理解除 当該違反行為を是正していない。 а 是正 是正 ПЬ 是正してから6カ月が経過していない。 不受理期間 (※1)対象となる労働基準法の規定 規定 内容 男女同一賃金 第4条 強制労働の禁止 第5条 労働条件の明示 第15条第1項及び第3項 賃金 第24条、第37条第1項及び第4項 第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項 労働時間 第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項 休憩、休日、有給休暇 第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条 年少者の保護 第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項 妊産婦の保護

(※2)対象となる最低賃金法の規定

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(<u>、水と)、刈家になる取ഥ員並広の規定</u>		
	内容	規定	
	最低賃金	第4条第1項	

2. 職業安定法、男女	雇用機会均等法および育児・介護休業法関係 6か月			
(1)対象条項(※3、4 に従わず、企業名が2	4、5)違反の是正を求める勧告又は改善命令 (1) 公表(注1)され、 ^{違反行為 公表 是正 不受理解除}			
	是正していない。			
□b 是正してから6.	カ月が経過していない。			
(注1) 職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。				
①需給調整事業課(室) ②雇用均等室による助	こ再度同一の対象条項違反により、 (2) 6か月以内 6か月			
=	カロが終めしていたい			
(※3)対象となる職業安慰	小文在柳间			
内容	規定			
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項			
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4			
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項			
委託募集 労働者募集に係る報酬受領	第36条			
・供与の禁止	第39条、第40条			
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条			
秘密を守る義務	第51条			
(※4)対象となる男女雇用 内容	用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定 規定			
性別を理由とする差別の 禁止	第5条、第6条、第7条			
出産等を理由とする 不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項			
セクシュアルハラスメント 関係	第11条第1項			
妊娠中、出産後の 健康管理措置	第12条、第13条第1項			
	2の規定により適用する場合を含む。			
(※5) 対象となる自児川語	隻休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定 規定			
育児休業、介護休業等の申 出があった場合の義務、不	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第 12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2,第20条の 2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項(第52条の5第2項において準用する場合を含む。)			
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)第23条第1項、第2項及び第3項、第26条			
※ 労働者派遣法第47条の	3の規定により適用する場合を含む。			
3. その他の不受理事	<u>曲</u>			
a 暴力団員(注2))に該当する。			
□b 法人の場合、役	員の中に暴力団員がいる。			
──				
4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)				
4. ての他(水人不受埋のにめのチェック項目ではありませんが、こ確認ください。) 職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所 に対して職業紹介を行ってはならないとされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。				
事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。				
【留意事項】				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律 の規定等が追加されます。			
(1)内容:労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止規定:男女雇用機会均等法第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)、育児・介護休業法第25条第2項 (2)内容:職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止規定:労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項(第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。)(労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。) また、(2)の規定に違反し、労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合等も、求人不受理の対象となる場合として追加されます。				